



総合研究

教育と法

教育と法
研究会

第66回 精神疾患と不適格教員認定の判断

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校の管理者の任務のうち、所属教員の心身の健康に対する配慮は、近時、最も重要なものとして位置づけられる傾向にある。これは、言うまでもなく、教員が現に有する心身の状況の下で、最も教育上の成果を挙げられるようにするためである。しかしながら現実には、所属教員の教育能力評価との関係で、精神疾患がともすると見過ごされがちになり、管理者としての判断を誤ることとなりかねない。本稿では、精神疾患を有していた教員に対して校長が不適格教員としての申請を行ったところ、研修中に当

該教員が自殺するに到ったことの責任が争われた、鹿児島地裁平成26年3月12日判決・平成20年(ワ)1196号事件を取り上げ、学校管理者が教員管理において払うべき注意の対象を、改めて検討してみたい。

1 事実関係

被告Y1県およびY2市は、本件A中学校を設置管理していた。Bは、原告X1およびX2の子であり、平成8年に短大を卒業後、臨時教

員を経て、平成10年にY県に教員として採用され、平成14年より、本件A中学校に赴任してきた者である。Bは、中学校音楽科の第二種教員免許を取得していたが、A中学校では音楽のほか、家庭科の担当も行っていた。また、Bは、平成11年夏頃から、診療内科Cクリニック等の診療を受けていたが、このことを家族にも職場にも伝えていなかった。Bは、A中学校の所在するY2市に居住せず、実家のある県庁所在地D市から通勤していたが、当日になって急に連絡して欠勤することが多く、同僚教員との関係は必ずしも良好でなかった。

平成16年、A中学校にZ校長が赴任してきた後、Bは約3カ月の間に、通勤途上で2回交通事故を起こし、Z校長はその都度通勤経路や居住地についてBに対する指導を行った。また、Bは、勤務時間中に控え室等で居眠りをするこ

とが多く、授業の開始に間に合わないこともあったほか、県教委による視察が行われた際、忘れ物をした児童を椅子の上に正座させていたことを県教委関係者に目撃されたため、Z校長は、Bを不適格教員として認定する申請の準備

を開始した。ところが、前記の通り、Bがクリニックに通院していることが判明し、Y1県の規則上、精神疾患を有する者については不適格教員の認定を申請できないとされていたため、Z校長は準備していたBに関する不適格教員の申請を一旦は断念した。なお、これらの前後において、Z校長は複数回クリニックに赴いて担当医からBの病状を聞き、併せてBが不適格教員であるとの自己の見解を担当医に対して強調して述べる等していた。これに対して担当医は、Bが精神疾患のために通院していると

は明言せず、また、Bの教員としての能力については判断すべき地位にない旨をZ校長に返答したが、Bの精神疾患の原因はZ校長にあるのではないかとの印象を抱いた。

Bは、平成16年12月から翌17年3月まで、ストレス反応との診断を受け、病気休暇を取得した。この病気休暇が終了した平成17年3月、Z校長はBに対し、翌年度からの特別支援を要する児童への対応に伴い、国語の教員が不足するため、当時最も担当授業時間が少なく、担任も持っていないBに対して、国語の授業を行

うことを指示し、Bも最終的にこれを受け入れた。この結果、Bは教員免許を有する音楽のほか、教員免許を有していない家庭科および国語を担当することとなり、授業時間数が前年度の週12時間から週20時間へと増加したが、特に他の業務が軽減されるわけではなく、かつ、A中学校の同僚教員で、免許外科目を含めた合計3科目の担当をしている者はいなかった。

Bは、教員免許を有しない国語の授業を準備するため、自費で通信教育を受けるなどしていたが、翌平成18年、Z校長はBに対し、研究授業として国語の授業を行うようBに命じた。Bは、教員免許を有する音楽で研究授業をしたい旨を申し入れたが、Z校長が聞き入れなかったため、結局、Bは国語の研究授業を行った。また、この間、Bは、同僚から仕事振りについてとがめられた際、吐血をしたと称して救急車を呼んだが、吐血の事実がなかったことが判明し、Z校長は、教頭と共に、Bを約1時間にわたって叱責した。

Z校長は、Bの前記研究授業に対する評価が芳しくなかったことに加え、Bの勤務中において

る各種の問題行動を基に、Bに関する不適格教員としての申請を再度準備していたが、この際、Bの精神疾患の有無に関して、クリニックとは別に通院していたEクリニックに通っていたことがあるが後に通院を終了した旨のみを記載し、Bがクリニックに現在も通院していることを記載しなかった。この申請を受けたY1県教委は、議論の結果、精神疾患の可能性については研修中に様子を見るべきであるとして、平成18年9月、Bを不適格教員に認定し、指導官Fをして、過去の自分の言動を批判的に再構成すること等を目的とした自分史の作成等を研修に行うことを命じた。

Bは、研修が開始してから約1カ月後、関係者の実名を記載しつつ、批判や不満を列挙した遺書を作成したうえ、自宅で自殺した。

本件は、以上の経緯の下で、X1らがY1県およびY2市に対し、Bの自殺は、Z校長らのパワーハラスメントに起因して、Bの精神疾患が発生ないし悪化したものである旨主張し、損害賠償合計約9600万円の支払いを求めたものである。

2 裁判所の判断・・・・・・・・・・・・・・・・

一部認容(約4400万円賠償命令)。

①「地方公共団体が設置する中学校の校長は、自己が指揮監督する教員が、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当である。」

②免許外科目である国語を担当したこと、同科目の担当を開始した後に心身の症状や職務上の問題点が多発したことを考慮すると、「平成17年度における亡Bの業務における心理的負荷は、精神疾患による病気休暇取得直後の労働者にとって過重であったことが認められる。」

③さらに、平成18年度においては、研究授業の担当をも増加し、血を吐いたと虚偽の事実を告げて救急車を呼ぶ等、精神状態の悪化を疑うべき兆候が現れていたにもかかわらず、Z校長が、Cクリニックに診療状況を照会することなくしてBに対する不適格教員認定の申請を行ったことは、「Bの精神状態について……安易に

考えていた過失がある」。

④また、Y1県教委が行った不適格教員に対する研修内容も、精神疾患を有する者にとって、極めて心理的負荷が大ききものであったといふべきである。

⑤平成17年以降のZ校長、Y1県教委、F指導官らの「上記一連の各行為が亡Bに対して心理的な負荷の大きい影響を与えており」、「亡Bの精神疾患を増悪させる危険性の高い行為であったと認めることができるから、亡Bはかかる行為の影響により、正常な判断ができない状態で自殺したものとみるのが相当であり」、Z校長、Y1県教委、F指導官らの「上記一連の各行為と亡Bの精神疾患の増悪及び自殺との間に相当因果関係がある」。

⑥Bの死亡に係る損害額は、約8000万円であるところ、B自身が過去に精神疾患に罹患していたこと、病気休暇を断ったこと等を考慮して、素因減額3割および過失相殺2割を控除した約4000万円に、弁護士費用400万円を加えた、合計約4400万円を認容すべきである。

3 問題点の考察・・・・・・・・・・・・・・・・

本件は、教員の精神疾患を校長および県教委関係者が見落とし、不適格教員として申請および認定をしたことによって、当該教員が自殺するに至った事案に対し、学校の設置管理者である県および市の損害賠償責任が認容された事例である。本件においてX1らは、Z校長の各種指導や業務上の指示ないし命令がパワーハラスメントに当たると主張していたが、裁判所はこの主張を採用せず、Bの精神疾患を認容せずに不適格教員の申請および認定をしたことに過失があったとして、損害賠償の支払を命じている。本件の事実関係を見る限り、Bの勤務状況等については、一般的な観点以上に指導の必要があった可能性がある以上、Z校長らの個々の言動が直ちにパワーハラスメントに該当するかは判断が難しく、また、不適格教員としての申請ないし認定が常にパワーハラスメントに当たるといふこともできないから、裁判所が採用した前記の理論構成は、当事者間で争う余地をな

くして、訴訟を早期に終結させるという観点からは、妥当なものと考えられる。

精神疾患については、近時において教員の中で該当者が増加してきたことに伴い、徐々にこれに対する配慮が必要であるとの感覚が浸透するに至っているが、いまだ否定的な見解や感覚が根強いことも事実であり、場合によっては、精神疾患を有している教員自身も、かかる否定的な評価や感覚を共有している場合がある。また、学校関係者は多くの場合医学の専門家ではない以上、他人の精神状態を観察して、主に自己との比較の上で違和感を覚えることまではあり得ても、その違和感が相手方の有する精神疾患の兆候であるか否かについて、確実な判断を下すことは極めて難しい。加えて、精神疾患であるとの診断が下されれば、場合によっては長期にわたる休職が必要となるのに対し、不適格教員として研修を受講する場合には、給与という面だけ見れば全額の支給が保障されるわけであるから、精神疾患と不適格教員とのどちらの認定が教員にとって「不利益」かは、一概には言えないものと思われる。

以上のことからすると、本件でZ校長らがBの精神疾患を見落としたことに過失があったとする裁判所の認定は、一般論としてはやや困難な判断を求めているものとも考えられるが、本件に限って言うならば、Z校長はBがCクリニックに通院していることを知っており、担当医と複数回面談してBの病状等について情報を得られる状況にあったわけであるから、かかる機会をBの利益となるように配慮せず、不適格教員としての申請に際してことさらCクリニックへの通院の事実を記載しなかった以上、Z校長によるBに対する教員管理には、明らかな過失が認められるというべきである。なお、本件でZ校長がCクリニックで担当医と面談したことに対して、訴訟記録上X1らは特に問題視していないようであるが、仮にこの面談がBによる個別の承諾なしに行われていた場合には、このような情報取得自体がBのプライバシー侵害として損害賠償の対象となりうることに、十分注意しなければならない。

他方、本件では、Bが音楽の教員免許しか有していないにもかかわらず、教員の不足を理由

として免許外科目である家庭科や国語を担当していたことが、教員免許に関する法規制との関係で、問題となると言わざるを得ない。Bに関する具体的な担当教科の配分が、A中学校の同僚教員との関係で公平であったか否かという本件で争われた論点とは別に、教員免許を有しない者をして授業を担当させることは、明らかな法律違反であって、生徒との関係でも損害賠償責任を生じさせるおそれがあるからである。そして、このような問題が生ずる最大の原因は、要するに必要な人数の教員が各学校に配置されていないことにあり、この責任を負うべき者は、個々の学校の校長ではなく、設置管理者としての地方自治体である。ただ、学校内における具体的な職務配分については、校長に一定の裁量があると考えられる以上、個々の教員の能力や心身の状態を総合的に考慮したうえで、適切な配置と担当とに配慮すべきであったことは疑いなく、やはり本件におけるZ校長の過失は否定できないというべきである。

本判決に対しては、双方の当事者とも控訴をしなかったため、本件の判断は確定した。